

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

港区

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ先について、保育コンシェルジュ等を通じて案内するほか、合同研修会等の場を活用するなど、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。